

初期日興門流教学の一研究

—— 釈迦造像をめぐって ——

堀 江 瑛 正

一、はじめに

私の研究課題は初期日興門流教学の研究である。

一 日蓮聖人（一二二二—一二八二）滅後、六老僧等を中心として各門流が成立し布教活動を展開していくが、その門流の一つに白蓮阿闍梨日興（一二四六—一三三三）を派祖とする日興門流が存在する。日興の薰陶を受け初期の日興門流を支えた学僧にはいわゆる本六人・新六人等が存在する。すなわち日目は奥州、日仙は四国に教線を広げ、日郷は安房国、その弟子日睿は九州日向国を布教し、日尊は東は奥州、西は石見国に至る地域を教化し、各地に寺基を築いていくのである。

このように日興門流が展開していく中で、初期の教学的特質の一つには日興滅後における門弟間の対立がある。門弟間の対立には寺院の跡目争いといった世俗

的なものから、教学的な解釈をめぐる対立といったものが存在する。その中で、日興滅後において起きた教学的な対立としては、日妙と日代による陀羅尼と普賢呪の読誦をめぐる対立があり、^①日代はその後日仙とも方便品の読不読をめぐって問答を行ったことが伝えられている。^②また、日尊は釈尊の一体仏及び十大弟子の像を安置したことが伝えられるが、それに対し弟子である日尹は疑問を感じ、日代との間に釈迦造像をめぐって書簡の往来を行っている。^③

これらの問題のうち釈尊を造像するかどうかについては本尊論の問題でもあって、同じ釈尊の造像であっても一体仏の造像であるのか、脇土をとにも造像するのか、また脇土として副えられるのは何であるのか、そもそも聖人の曼荼羅本尊に限られるべきではないか、という具合に様々な形態が存在し上代から後代に至る

まで種類の議論がなされている。

そこで、本稿では初期日興門流における釈迦造像に視点を置き、釈迦造像について、聖人在世中の事例を確認し、日興及び門弟諸師の文献から当時の釈迦造像に関する説示について検討を行うことで、日興をはじめとした諸師が聖人の事例を踏まえ、教学をどのように継承していったのかを確認し、初期日興門流の教学を紐解いていくための土台としたい。

二、聖人遺文にみられる本尊の各様相

釈迦造像をめぐる議論の淵源は聖人の本尊観と随身仏の存在である。聖人は、本尊の様相について様々な教示しており、聖人が本尊の様相について言及している説示を時期によってみると、首題本尊・釈迦一尊は佐渡流罪以前であり、曼荼羅本尊・一尊四士・一塔兩尊四士は佐渡流罪以後に分類されるとされている⁽⁴⁾。実際に佐渡流罪以後の聖人の本尊についての説示を少しく確認すると、文永一年(一二七四)二月日の聖人曼荼羅本尊(保田妙本寺所蔵)の賛文には

大覚世尊御入滅後 経歴二千二百 二十余年 雖
尔月漢 日三ヶ国之 間未有此 大本尊 或知不

弘之 或不知之 我慈父 以仏智 隱留之 為末
代残之 後五百歳之時 上行菩薩出現於世 始弘
宣之⁽⁵⁾。

とあつて、曼荼羅を本尊とする旨が示されている。

また、その一方で『報恩抄』には、

問云天台伝教の弘通し給ざる正法ありや。答云有。
求云何物乎。答云三あり。末法のために仏留置
給。迦葉・阿難等、馬鳴・龍樹等、天台・伝教等
の弘通せさせ給はざる正法なり。求云其形貌如何。

答云一は日本乃至一閻浮提一同に本門の教主釈尊
を本尊とすべし。所謂宝塔の内の釈迦多宝外の諸
仏並に上行等の四菩薩脇士となるべし。二には本
門の戒壇。三には日本乃至漢土月氏一閻浮提に入
ごとに有智無智をきははず、一同に他事をすてて
南無妙法蓮華経と唱べし⁽⁶⁾。

と、三大秘法について述べられている箇所にて、「本門の教主釈尊を本尊とすべし。」と釈尊を本尊とするし、続いて「所謂宝塔の内の釈迦多宝外の諸仏並に上行等の四菩薩脇士となるべし。」と、一塔兩尊四士について述べられている。また、聖人の真蹟は現存していないが、日興写本が現存する『本尊問答抄』には

問云、末代悪世の凡夫は何物を以て本尊と定べきや。答云、法華經の題目を以て本尊とすべし。とあつて、末代の凡夫は法華經の題目を本尊とするべきであると説示されている。このように聖人は様々に本尊の様相を説示されている。しかし、その意味を知るためには、それぞれの書状を送られた対告衆や、その背景等に留意しなければならないだろう。

三、聖人在世中の釈迦造像

各檀越に本尊として様々な様相を教示していた聖人は、文永一二年（一二七五）二月の『神国王御書』には、「其外小庵には釈尊を本尊とし一切経を安置したり」とあつて、佐渡流罪以前における鎌倉の草庵には釈尊を本尊として安置していたと記されている。また、身延山における草庵の御宝前については、釈尊と法華経を安置していたようである。釈尊を安置していたと思われる記述としては、『忘持経事』に「教主釈尊の御宝前」とあり、『光日房御書』には「教主釈尊と多宝如来と十方諸仏の御宝前」とある。これらによつて、御宝前には釈尊を安置していた様子がかがわれる。また、法華経を安置していたと思われる記述としては、

「法華經の御宝前」との語が『兵衛志殿女房御返事』、『千日尼御返事』、『大豆御書』、『智妙房御返事』等の諸遺文に見られる。これら釈尊・法華經の御宝前という表現から、当時の身延山における草庵では釈尊一体仏と法華経が安置されていた可能性は高いと思われる。

『宗祖御遷化記録』によると「御遺言云、仏者（釈迦立像）墓所傍可立置云々」とあつて、遺言として釈迦立像を墓所に立て置くべしとしており、この記述からも聖人が釈迦立像を所持していたことがわかるのである、この釈迦立像が身延山の草庵に安置されていた釈尊像である可能性は高いと思われる。この立像は『御遺物配分事』に「御本尊一体（釈迦立像）大國阿闍梨」とあつて、結局墓所に立て置いたのではなく、日朗が引き取つたようである。この隨身仏については『五人所破事』では、「先師所持之釈尊者忝弘長配流之昔刻之、弘安婦寂之日隨身。何輒及言哉云々」とあつて、聖人が所持していた釈尊像は弘長配流の時、つまり伊豆流罪の際から弘安五年（一二八二）に遷化するまで隨身したものであるとしている。また、『日順雜集』内の「法花觀心本尊抄見聞」においては「聖人海の定木を以て一体の仏を造り佐渡の国へも御所持・御臨終の時

墓側に置けと云云⁽⁸⁾』としており、聖人が臨終の際に墓側に置けと遺言した一体仏は海の定木をもって作成し、佐渡流罪の際にも所持していたと記録している⁽⁹⁾。この隨身仏を聖人が所持していたということが、後の釈尊の造像を認めるか否かの論争の発端となるのである。

聖人在世中に存在した一体仏は聖人の隨身仏だけではない。聖人の檀越の中にも一体仏を造立した例が三例知られている。建治二年(一二七六)七月一日『四糸金吾釈迦仏供養事』には冒頭に「御日記中釈迦仏の木像一体等云々⁽²⁰⁾」とあって、本書状は四糸金吾が一体仏を造立し、その開眼供養を聖人に依頼したものであり、建治二年七月一日以前に一体仏の造立がなされていることわかる。

また、弘安二年(一二七九)二月二日の『日眼女釈迦仏供養事』にも「三界主教主釈尊一体三寸木像造立檀那日眼女⁽²¹⁾」、「今教主釈尊を造立し奉れば⁽²²⁾」とあって、日眼女が一体仏を造立したことが記されている。この一体仏は本書状によれば日眼女が厄年に際して造立したものであると記されている。

さらに、文永七年(一二七〇)九月二十六日『真間釈迦仏御供養逐状』には富木常忍による仏像造立が伝え

られている。本書状は、聖人の真蹟が現存しておらず直弟子写本も伝わっていないが、永仁七年(一二九九)三月六日の『常修院本尊聖教事』には、「同 真間釈迦仏御供養事(弘法寺被納⁽²³⁾)」として目録内に名がみられる為、真蹟に準じた一定の史料として扱うことが出来る。本書状には、

釈迦仏御造立の御事。

但し仏の御開眼の御事は、いそぎいそぎ伊よ(予)房をもてはたしまいらせさせ給候へ。法華經一部、御仏の御六根によみ入まいらせて、生身の教主釈尊になしまいらせて、かへりて迎入まいらせさせ給へ⁽²⁴⁾。

とあって、富木常忍が釈迦仏を造立したことが記され、その開眼供養は伊予房日頂に行わせるようにとの聖人の指示が示されている。

以上のように聖人在世中において、聖人自身にも隨身仏の存在があり、檀越では四糸金吾、日眼女、富木常忍に造仏が確認されるのである。

四、初期日興門流諸師の釈迦造像に関する説示

聖人の隨身仏の存在は釈迦造像を認めるか否かを考

える上で、聖人の直弟子であつても大きな問題となつたと考えられる。一体仏ではその釈尊は始成正覺の仏になつてしまい、聖人の信仰された久成の釈尊ではなくなつてしまふが、聖人が草庵に安置した釈尊はたとえ一体仏であつても始成正覺の仏ではないからである。その存在の会通によつて釈迦造像は様々に解釈されると考えられる。では、初期日興門流諸師は釈迦造像に關してどのような思想を有していたのであろうか。日興をはじめ各師の見解を確認したい。

まず、門祖である日興については身延離山の経緯等が記してある『原殿御返事』にその思想をみる事ができる。『原殿御返事』には、身延離山に至つた経緯として波木井実長の謗法が記され、その一つに釈尊一体仏の造像について述べられている。すなわち

日興か申様は、責て故聖人安置の仏にて候は、さも候なん。それも其仏は上行等の脇士も無く始成の仏にて候き。其上其は大國阿闍梨の奉_レ取候ぬ。なにのほしさに第二転の始成無常の仏のほしく渡らせ給へ候へき。⁽²⁵⁾

とあつて、日朗が持ち去つた聖人の隨身仏の代わりに、改めて一体仏を造立しようとした波木井実長に對

して、上行菩薩等の四菩薩を脇士としない釈尊は始成の仏となつてしまい、「日蓮聖人御出世の本懷南無妙法蓮華經の教主釈尊久遠実成の如来」とあるように聖人が信仰された久遠実成の釈尊ではなくなつてしまつたために一体仏の造像を否定しているのである。しかし、造像そのものに関しては否定はしておらず、続けて

御子孫の御中に作らせ給仁出来し給まては、聖人の文字にあそはして候を御安置候へし。⁽²⁶⁾

と、後に子孫の中に四菩薩を併せて造立する者が出るまでは、曼荼羅本尊を安置すべきであると示している。これにより、釈尊を造像する場合は、四菩薩を副えることが条件として提示されているのである。そして、この条件は『富士一跡門徒存知事』にも見る事が出来る。『富士一跡門徒存知事』には、

一、伊予阿闍梨下総國真間堂一体仏也。而去年月盜_テ取_リ日興義_ニ造_リ副_フ四脇士_ヲ。彼菩薩像宝冠形也。一、民部阿闍梨同造_リ副_フ四脇士_ヲ。彼菩薩像比丘形著_ス納衣_ヲ。又近年以來詔_ス諸神_ニ事留_ム之由聞也。

一、甲斐國有_ニ肥前房日伝_ト云者_一（寂日房後背弟子也）盜_リ取_リ日興義_ニ於_テ甲斐國_ニ盛弘_ニ通此義_ニ云云。是又造_リ副_フ四脇士_ヲ。彼菩薩像身皆金色剃髮比丘形

也。又神詣留^{ヲムル}之由聞^ク之^ヲ也。⁽²⁸⁾

とあつて、四脇士を造り副えることを「日興義」としている。そして、その義を日頂・日向・日伝が奪い取ったとしているのである。また、一方で『富士一跡門徒存知事』には、曼荼羅本尊を正意とする記述も存在する。

日興云、於^テ聖人御立法門^ニ者、全^ク以^テ繪像木像^ノ仏菩薩^ニ不^レ為^ス本尊^ト。唯^セ任^セ御書意^ニ以^テ妙法蓮華經^ノ五字^ヲ可^レ為^ス本尊^ト、即^チ自筆^ノ本尊^是也。⁽²⁹⁾

とあつて、造像による本尊を否定し、自筆の本尊つまり曼荼羅本尊を正意とすべきであるということを書いている。そして、同様に曼荼羅本尊を正意としつつ四菩薩を造り副えた一体仏を許容する旨が『五人所破事』にも記されている。『五人所破事』は日興下命により、三位阿闍梨日順が草案著述したと伝えられているものであるが、これについて池田令道氏は『五人所破事』の諸本を考察し日順草案である可能性が高いとしている。⁽³⁰⁾今はこの説によつて、『五人所破事』を日順が作成し、日興の意図を伝えた史料として扱うこととする。その『五人所破事』には

日興云、諸仏之莊嚴雖^モ同^シ依^テ印契^ニ而弁^ス異^ヲ。如来

之本迹難^レ測^リ以^テ眷属^ヲ而知^ル之^ヲ。所以小乘三藏^ノ之教主^ハ迦葉阿難^ヲ為^シ脇士^ト、伽耶始成^ノ之迹^ハ佛者普賢・文殊^在左右^ト。此外^ニ一体之形像^豈非^ニ頭陀^ノ之応身^ニ哉。凡^ソ円頓学者^ハ広存^シ大綱^ヲ不^レ事^ト綱目^ト。倩尋^ニ聖人出世^ノ之本懐^者、源改^ニ權実^ハ已過^レ之化導^ヲ、為^シ弘^ニ上行所伝^ノ之乗戒^ヲ。所^ノ凶本尊者^ハ亦正像^ニ二千之間一闍浮提之内^ニ未會有大曼荼羅也。当^ニ于今^ノ時^ニ者迹化教主^既無^レ益。況^ン哆々婆和拙^ハ仏哉。次隨身所持之俗難^者只是^ニ継子^ト一旦之寵愛^{、侍}月片時^ノ之螢光^歟。執^者尚強^テ欲^テ致^シ帰依^ヲ一須^ク加^ニ四菩薩^ヲ、敢^テ勿^レ用^ニ一仏^ニ云々。⁽³¹⁾

と、記録されており、日興の言葉として一体仏を否定し曼荼羅本尊を正意としている。また、執着の強い者に関しては四菩薩を加え、一体仏を用いてはならないとしている。

このように、日興には曼荼羅本尊を正意とすることを書べながらも、釈尊の造像に関しては、四菩薩を造り副えるならば許容するという二面性をみる事が出来るのである。この点に関して、山上弘道氏は日興が一尊四士を認めているのは、一体仏に対して暫定的な処置として四菩薩を造立することであり、一尊四士を

積極的に奨励しているわけではなく、宗祖滅後における本門思想を堅持するための提案であつたとしている。⁽³²⁾ 山上氏の説の通り宗祖在世当時においては何の問題もなかつた一体仏の存在が、宗祖滅後にあつては本門思想を損ねる危険性を持つことは大いに考えられるだろう。また、実際に日興には釈迦及び四菩薩を造像した事實がないことからこの説は支持できると考へる。

日興には釈迦造像の事實はない一方で、初期日興門流における釈迦造像を確認するとその事例は先述の通り、日興の弟子である日尊とその門下においてみることが出来る。まず日尊の造像についてはその弟子日尹が日代にあてた書状の内容から伺うことが出来る。すなわち康永三年（一三四四）七月一七日の『遣日代上人状』には

当院仏像造立之事、故上人御時誠候之由、師匠ニテ候人被レ仰候畢、今ハ被ニ造立候之間不審千萬候、此仏像之事ハ去暦応四年ニ自三有仁ノ方安置候ヘトテ令ニ寄進ニ申候畢、教主ハ立像脇士ハ十大弟子ニテ御座候、仍大聖人御立義ニ相違候間、疑不レ少候⁽³³⁾

とあつて、日尹は日尊が上行院に仏像が造立された

ことを不審に感じて、日代にその旨を尋ねている。これによれば、その仏像は暦応四年（一三四一）に上行院に安置するために寄進されたものであり、その教主は立像釈尊で脇士は十大弟子であつたとし、聖人の立義に違背するものではないかという疑いがあることを述べている。この日尹の疑問に対する返状とされ、同年八月一三日の日代『宰相阿闍梨御房御返事』には

仏像造立事、本門寺建立時也、未無勅裁、国主御帰依之時、三ヶ大事一度可下令成就給上之由御本意也、御本尊図為其也⁽³⁴⁾

と述べており、これによれば、仏像の造立は法華經の広宣流布によつて本門寺が建立された時に行うものであつて、未だ国主の帰依を得ることができていない現状では行うべきではなく、広宣流布が達成された時、曼荼羅本尊を元に、仏像を造立すべきであるとしている。日代は造仏を時期の問題として否定しており、実際に日代による造仏の事例は確認出来ていない。

また、日尹は日尊の釈迦造像に対して疑念を懐いたようだが、同じく日尊の弟子である日大には釈迦造像の事例があつた。日大の『日大直兼台当問答記』によれば「去去年本門釈迦造立云々、印契ハ教主脇士等合

掌ヲ皆造立ス云々」⁽³⁶⁾とあって、貞治元年（一三六二）頃に本門の釈迦を造立したことを記録している。

また、後世の記録となるが広蔵院日辰の『祖師伝』には

日大は立像は是日尊の本意に非ずと、日印は東国に在りて上洛の次でを以て之を日代に告げ玉ふなり、日代未だ日尊の本意を知り玉はず蓮祖の遺言の故事を挙げて日尊一旦の義を破し玉ふなり、日尊後に十大弟子を除きて二尊四大菩薩を造立するなり。⁽³⁷⁾

とあって、立像釈尊を安置したことは日尊の本意ではなく、日尹が書状にて日代にこの件について尋ね、日代は日尊の本意を知らなかったが故に一旦の義を破したとし、日尊も後日には十大弟子を除いて四菩薩を脇士とする二尊四士を安置したことが述べられている。そして、本化の四菩薩を脇士とする久成の釈尊を立てていることは決して立義に背くものではないとしているのである。『祖師伝』が記録する通りであれば、日尊は寄進された釈迦立像を一旦は十大弟子とともに安置したが、後に二尊四士に置き換えたこととなる。日尊のこの行いは日興が示した説示の通り、釈迦立像に四

菩薩を造り副えたことであり、一度は十大弟子を脇士としたことも寄進によるものであったため、無下には出来なかつたためと考えられる。また、『尊師実録』には

一久成釈迦造立有無事 日興上人仰云、末法ハ濁乱也、三類強敵有之、爾者木造等ノ色相莊嚴ノ仏ハ崇敬有レ憚、香華燈明ノ供養モ不レ可レ叶、広宣流布ノ時分マデ大曼荼羅ヲ可レ奉ニ安置シ云々⁽³⁸⁾

とあり、日興の仰せとして、木像等の色相莊嚴の仏を崇敬することには差し障りがあるとして、広宣流布の時までは曼荼羅本尊を安置すべきと述べ、曼荼羅本尊正意を説示している。また、

予門弟相構テ、上行等ノ四菩薩副給ヘル、久成ノ釈略本尊として認めている。この二面性も日興の教示からきたものではないだろうか。日興が聖人の本門思想を守るために一尊四士を認めたように、日尊も曼荼羅本尊を正意としつつ、場合によっては四菩薩を造り副えることを条件として、釈迦造像を認めていたのである。

五、おわりに

以上、初期日興門流における釈迦造像について確認した。日興には曼荼羅本尊を正意とする面と、一尊四士を認める面という二面性が存在した。曼荼羅本尊は、法華経本門の世界を書き顕したものであり、一尊四士も本門に基づくものであって、この二面とも本門思想に依っているのである。日興がこのように、曼荼羅本尊を正意としながらも、一尊四士を認めたのは、偏に聖人の教学・思想を正しく伝え継承していくためであり、そのための処置だったのである。そして、日興の弟子である日尊もまた曼荼羅本尊を正意としながらも、条件によっては一尊四士を認めているが、これは師である日興の教示を継承しているためでもあり、それは聖人の教学に繋がるものである。このように、初期日興門流の教学の一端には聖人の本門思想を門下が積極的に継承しようとした姿勢が存在するということがたとえるだろう。

註

(1) 日滿『日代上人重須離山事』には「正慶二癸酉十月

石川式部三位実忠疫病煩時、於_レ彼枕辺_ニ日妙隱密_ニ、而誦_ス陀羅尼_ト与_テ普賢呪_ト、于時於_レ彼病者_ニ有_リ三下女_一、名号_ル竹松女_ト也、是由比氏外戚之裔也、即時此由奉_ル訴_ニ日代上人_一、故代師云、日興上人昔_キ御修行_ニ、日妙本迹一致之修行_ニ、令_テ得意迷乱_ニ之間、被_レ仰_テ大謗法_ト、於_ニ日妙_一不_レ令_テ為_ス連経_トとあつて、これによれば石川実忠が病氣を患った時、日妙が陀羅尼と普賢呪を誦したとしており、そのことを下女であった竹松女は日代に報告し、報告を受けた日代は日妙の行ったことを日興の修行に背き、本迹一致の迷乱で大謗法であるとして、日妙に連経させなかったことを伝えている（『日蓮宗宗学全書』（以下『宗全』と略記）二卷三九六頁）。

(2) この問答については、直接問答を見聞したとされる記録として、日滿の『方便品読不之問答記録』（『宗全』二卷三九四頁）と日睿の『日仙日代問答』（『宗全』二卷四四五頁）が存在する。

(3) 日尹『遣日代上人状』（『宗全』二卷四〇九頁）、日代『宰相阿闍梨御房御返事』（『宗全』二卷二三四頁）

(4) 『日蓮聖人遺文辞典 教学篇』一四七頁

(5) 日蓮聖人真蹟集成法蔵館編集部編『日蓮聖人真蹟集成』第一〇卷『本尊集 解説』（一九七七年、法蔵館）一一頁

(6) 『昭和定本』一一九二頁（曾）

(7) 『昭和定本』一五七三頁（興写）

- (8) 『昭和定本』 八九二頁(断)
 (9) 『昭和定本』 一一一頁(完)
 (10) 『昭和定本』 一一五四頁(断)
 (11) 『昭和定本』 一七一頁(完)
 (12) 『昭和定本』 一七五九頁(完)
 (13) 『昭和定本』 一八〇九頁(曾)
 (14) 『昭和定本』 一八二六頁(完)
 (15) 『日興上人全集』(以下『興全』と略記) 一一五頁
 (16) 『興全』 一一九頁
 (17) 『興全』 二九四頁
 (18) 『富士宗学要集』(以下『富要』と略記) 二卷九二頁
 (19) 池田氏は『五人所破事』と『日順雑集』に聖人自らが立像を彫刻したとする記述があることについて、注目すべきではないかとしている。(池田令道稿『五人所破抄』諸本の書誌的考察)〔興風』一六号、二〇〇四年)

- (20) 『昭和定本』 一一八二頁(曾)
 (21) 『昭和定本』 一六三三頁(曾)
 (22) 『昭和定本』 一六二四頁(曾)
 (23) 『宗全』 一卷一八六頁
 (24) 『昭和定本』 四五七頁(他)
 (25) 『興全』 三五四頁
 (26) 『興全』 三五四頁
 (27) 『興全』 三五四頁
- (28) 『興全』 三二三頁
 (29) 『興全』 三〇八頁
 (30) 池田令道稿『五人所破抄』諸本の書誌的考察)〔興風』一六号、二〇〇四年)
 (31) 『興全』 二九五頁
 (32) 山上弘道稿『富士一跡門徒存知事』について)〔興風』一九号、二〇〇七年)
 (33) 『宗全』 二卷四〇八頁
 (34) 『宗全』 二卷二三四頁
 (35) 『宗全』 二卷四三一頁
 (36) 『富要』 五卷四九頁
 (37) 『富要』 五卷五一頁
 (38) 『宗全』 二卷四一九頁
 (39) 『宗全』 二卷四二〇頁
- 日蓮聖人遺文の引用は、立正大学日蓮教学研究助編『昭和定本日蓮聖人遺文』改訂増補第三刷(総本山身延山久遠寺、二〇〇〇年)〔昭和定本』と略記)によった。引用した遺文の出版頁数の下に遺文の現存状態にあわせて記号を付した。記号の意味は以下の通りである。
- (完) ……真蹟現存
 (曾) ……真蹟曾存
 (断) ……真蹟断片現存・真蹟断簡現存
 (他) ……真蹟及び直弟子写本現存なし

(興写)
：日興写本